

京都市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成24年5月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第8号

京都市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例（平成24年5月28日京都市条例第1号）の施行期日は、この規則の公布の日とする。

（保健福祉局障害保健福祉推進室）